

保護者の皆様へ

臨時的な児童生徒の居場所について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染防止のため、枚方市立小中学校においては、4月8日（水）から臨時休校としています。そのため、ご家庭において保護者が不在となり児童・生徒の安全確保ができない場合について、臨時的な児童生徒の居場所を設置することとしていますが、新たに国から緊急事態宣言が出されることを受け、事前に大阪府から教育活動を停止するよう要請がありました。

つきましては、本市教育委員会としまして、現在の状況を踏まえ、家庭での保育が可能である方に対し、家庭保育の協力をお願いするとともに、緊急事態宣言により仕事を休まれる方等に対して、登校を控えていただくよう強く要請します。その上で、やむを得ない事情により、保護者が不在となり、お子様の安全確保ができない場合に限り、以下の要領により、小中学校における臨時的な居場所のご利用をお願いします。ただし、現在、留守家庭児童会室に入室されているお子様につきましては、留守家庭児童会室のご利用となります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。

保護者の皆様には、本趣旨を十分ご勘案の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 対象者

- ① 小学校1年生から6年生までの児童（留守家庭児童会室入室児童を除く）
- ② 中学校支援学級在籍生徒

ただし、発熱や風邪の症状が見られるなど体調の優れない時は利用できません。

2. 実施期間

令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く

3. 開設場所

通学している小中学校の教室等

4. 開設時間

午前8時30分から午後3時まで（時間については、厳守をお願いします。）

5. その他

- ① 児童・生徒の安全確保のため職員を配置しますが、職員による指導等はいきませんので、自習用の教材や読書用の書籍などは各自でご準備ください。
- ② 水分補給用のお茶は必ず持たせてください。また、昼食が必要な場合は、各自でご準備ください。
- ③ 登下校は、保護者による送迎をお願いします。（登下校時の事故等については、保険適用外です。）
- ④ 毎朝、必ず、お子さまの検温や健康観察をしてください。
- ⑤ 通常、学校に持っていくことが禁止されている物は持たせないでください。

6. 申し込み

初めて利用される際には事前(前日の午後5時まで)に児童・生徒が通学している小中学校まで電話連絡をお願いします。その後、利用当日に利用申込書を提出してください。利用申込書は枚方市のホームページからダウンロードできます。また学校にも用意しています。

7. 問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校教育部 教育指導課
TEL：050-7105-8052 FAX：072-851-2187